



千葉県・淑徳大学コミュニティ政策学部消費者法研究室 主催

ヤング・コンシューマー・コミュニティ(Young Consumer Community)の創生に向けた研修会の開催について

若者をターゲットにした不当な消費者契約や強引な勧誘などの悪質商法による被害が後を絶ちません。特に、千葉県内ではデジタルコンテンツや賃貸借をはじめとした消費者トラブルが年々増加しており、大学生をはじめとした若者自身による消費者教育・啓発が求められています。

そこで、大学生を中心とした、千葉県内の各地域で消費者問題の未然予防・事後解決や消費者教育の基幹となる「ヤング・コンシューマー・コミュニティ」づくりに向けて、消費者法等を学習し、そのリーダーとなる方を養成する研修会を計2回開催します。これまで消費者問題等にあまり関わりがなかった方も奮ってご参加ください。

第1回

実施時期：平成 28 年 10 月 22 日（土） 13 時～16 時

内容：「消費者紛争の実際」

講師：石川 浩一郎弁護士（千葉県弁護士会所属）

場所：淑徳大学千葉キャンパス ラーニングcommons

第2回

実施時期：平成 28 年 11 月 12 日（土） 13 時～16 時

内容：「消費者問題と消費者行政」

講師：日野 勝吾氏（淑徳大学助教、前独立行政法人国民生活センター職員）

場所：淑徳大学千葉キャンパス ラーニングcommons

♪詳細は裏面をご覧ください♪

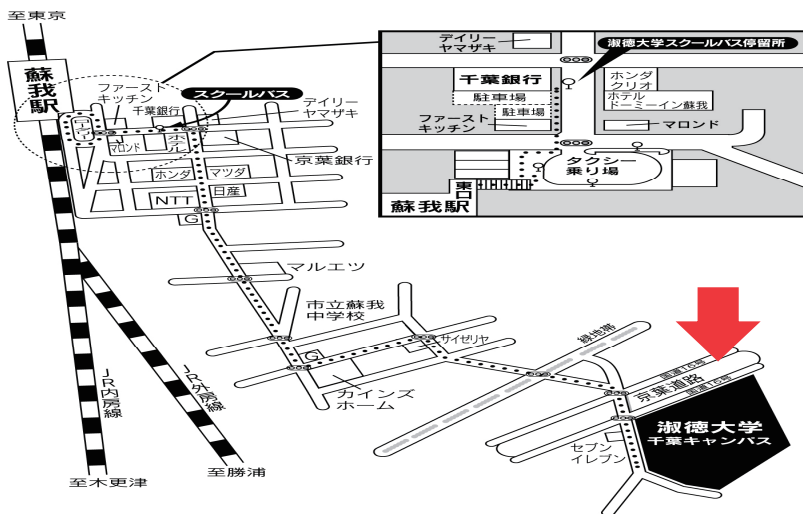
賢い消費生活ができる大人へ そして、学んだ知識を同世代や地域へ広げよう！

ヤングコンシューマーコミュニティ(YCC)とは、消費者法等を学習した大学生を中心として、各地域において消費者問題の未然予防・事後解決や消費者教育の中核となるコミュニティです。

今回の研修では、そのコミュニティを支える大学生(リーダー)を養成するため、消費者市民社会※形成に向けて不可欠な知識・能力を修得し、ファシリテーターとして同世代に情報を共有化できる能力も身につけます。受講された方は、今後予定している学習会で、ファシリテーターとして活躍いただくこともできます。

※消費者自らが、現在および将来の世代にわたって社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚して消費行動をする社会をいいます。

会場アクセス (千葉市中央区大巖寺町 200 ☎043-265-7331)



＜電車＋バスでお越しの場合＞
JR 蘇我駅より、バスで約 8 分
無料スクールバス (JR 蘇我駅東口・千葉銀行支店前⇄淑徳大学) / 小湊バス (淑徳大学行)

＜電車＋徒歩でお越しの場合＞
JR 蘇我駅より、徒歩で約 18 分
/ 京成電鉄千原線大森台駅より、徒歩で約 18 分

申 込 書

(このチラシをそのまま FAX (043-265-9910) できます)

お名前

電話番号

メールアドレス

大学・学部名

大学

学部 (学群)

学科 (専攻)

